

船橋市エネルギー料金高騰対策助成金（一般枠）交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、コロナ禍におけるエネルギー料金の高騰の影響を受けている市内事業者に対し、予算の範囲内において助成金を交付することにより事業継続を支援することを目的とする。

（助成対象者）

第2条 船橋市エネルギー料金高騰対策助成金（一般枠）（以下「助成金」という。）の交付を受けることのできる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号。以下「法」という。)第2条に規定する中小企業者、又は法で定義する会社以外の法人であって、常時300人以下の従業員を使用する者であること。
- (2) 令和5年6月末日までに市内に事業所を有し、今後も継続して市内で事業活動を行う意思を有すること。
- (3) 「ふなばし情報メール」に登録し、配信を希望するカテゴリとして「事業者情報メール」を選択していること。ただし、インターネット利用環境を持たない者を除く。
- (4) 法人にあつては、船橋市法人市民税の確定申告を行っていること。ただし、開業後間もない等で確定申告を行っていない場合は、船橋市に対し法人設立等申告書を提出していること。
- (5) 個人事業者にあつては、事業収入に係る所得税の確定申告を行っていること。ただし、開業後間もない等で確定申告を行っていない場合は、船橋税務署に対し開業届を提出していること。
- (6) 市長が必要と判断した場合に、事情聴取、事業所への立入等の調査に応じること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は助成金の交付対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者
- (2) 宗教上の組織又は団体若しくは政治団体
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有す者

- (4) その他市長が適当でないと認める者
(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次の各号に掲げる市内事業所（国又は地方公共団体が運営する施設又は事業所（市が電気料及びガス料の全額を負担している指定管理施設を含む。）を除く。）における令和5年2月分から令和5年7月分までの電気料及びガス料の利用総額（以下「利用総額」という。）に応じて、当該各号に掲げる金額とする。

- (1) 15万円以上30万円未満 5万円
 - (2) 30万円以上45万円未満 10万円
 - (3) 45万円以上60万円未満 15万円
 - (4) 60万円以上75万円未満 20万円
 - (5) 75万円以上90万円未満 25万円
 - (6) 90万円以上105万円未満 30万円
 - (7) 105万円以上120万円未満 35万円
 - (8) 120万円以上135万円未満 40万円
 - (9) 135万円以上150万円未満 45万円
 - (10) 150万円以上165万円未満 50万円
 - (11) 165万円以上180万円未満 55万円
 - (12) 180万円以上300万円未満 60万円
 - (13) 300万円以上540万円未満 100万円
 - (14) 540万円以上780万円未満 180万円
 - (15) 780万円以上1,020万円未満 260万円
 - (16) 1,020万円以上 340万円
- 2 市内に複数の事業所を有する者の助成金の額は、当該各事業所の利用総額を合算した金額に応じて、算出するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は利用総額に含めることができない。
- (1) 船橋市エネルギー料金高騰対策助成金（特定枠）で交付申請した経費
 - (2) 他の事業所において、交付申請された経費
 - (3) 利用額、利用者及び利用場所を証する書類がない経費
 - (4) 自宅兼事業所等における家事費に相当する経費
 - (5) 賃貸物件等で貸主が経費負担しているものの、利用相当額を借主に対し請求している場合など、助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が実質的に負担していない経費

(交付申請)

第4条 申請者は、船橋市エネルギー料金高騰対策助成金（一般枠）交付申請書（第1号様式）（以下「第1号様式」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 令和5年2月分から令和5年7月分までの各月の電気料及びガス料の利用額、利用者及び利用場所を証する書類
- (2) 法人にあっては、直近年度分の船橋市法人市民税の確定申告を行っていることが確認できる書類又は開業後間もない等で確定申告を行っていない場合は船橋市へ提出した法人設立等申告書の写し
- (3) 個人事業者にあっては、令和4年分の所得税確定申告書類又は開業後間もない等で確定申告を行っていない場合は船橋税務署へ提出した開業届の写し
- (4) 助成金の振込先口座の預金通帳の写し又はこれに準ずるもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、申請者は第1号様式に代えて、同様式と同等の項目を入力する所定のフォームから、オンライン申請することができる。

(交付決定の通知)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査したうえで交付の可否を決定し、その旨を、船橋市エネルギー料金高騰対策助成金（一般枠）交付可否決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

(交付決定の取消し)

第6条 市長は、助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を、船橋市エネルギー料金高騰対策助成金（一般枠）交付決定取消通知書（第3号様式）により取消しを通知し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を船橋市エネルギー料金高騰対策助成金（一般枠）返還命令書（第4号様式）により命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

(関係帳簿の整備等)

第7条 助成事業者は、助成金の交付申請に係る帳簿及び証拠書類等を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類等を交付決定を受けた日の属する年度の終了後10年間保管しなければならない。

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月25日から施行する。

第1号様式

船橋市エネルギー料金高騰対策助成金（一般枠）交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者

本社等の所在地	
名称（屋号）	
代表者職・氏名	

<この申請に関する連絡先>

担当者氏名	
電話番号	
Email	

船橋市エネルギー料金高騰対策助成金（一般枠）の交付について、下記事項に虚偽が無いことを誓約のうえ申請します。

記

1 確認事項※該当するものにチェックしてください（全て該当する必要があります）

<input type="checkbox"/>	令和5年6月末日までに市内に事業所を有し、今後も継続して市内で事業活動を行う意思を有していること。
<input type="checkbox"/>	「ふなばし情報メール」に登録し、配信を希望するカテゴリとして「事業者情報メール」を選択していること（インターネット利用環境を持たない者を除く）。
<input type="checkbox"/>	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者でないこと。
<input type="checkbox"/>	市長が必要と判断した場合に、事情聴取、事業所への立入等の調査に応じること。
<input type="checkbox"/>	宗教上の組織又は団体若しくは政治団体でないこと。
<input type="checkbox"/>	暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有さないこと。

※ 「ふなばし情報メール」の登録方法は、市ホームページから確認できます。

2 中小企業者等であることの確認 ※該当するものにチェックしてください

		主たる業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
<input type="checkbox"/>	個人事業者 又は 会社	製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
<input type="checkbox"/>		卸売業	1億円以下	100人以下
<input type="checkbox"/>		サービス業	5,000万円以下	100人以下
<input type="checkbox"/>		小売業	5,000万円以下	50人以下
<input type="checkbox"/>		その他の業種	3億円以下	300人以下
<input type="checkbox"/>	会社以外の法人		—	300人以下

※ 「資本金の額又は出資の総額」「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たせば可となります。

3 申請対象の市内事業所

①事業所名・店名	
②所在地	
③事業内容	

※ 市内に複数事業所を有する場合は合算して申請することができますので、すべてご記入ください。

4 令和5年2月分～7月分の電気料・ガス料

対象月	電気料 (税込金額)	ガス料 (税込金額)
令和5年2月利用分	円	円
令和5年3月利用分	円	円
令和5年4月利用分	円	円
令和5年5月利用分	円	円
令和5年6月利用分	円	円
令和5年7月利用分	円	円
利用総額		円

- ※ 「3 申請対象の市内事業所」に記載した事業所で利用した電気料・ガス料について記載ください。複数事業所がある場合は、合算した金額を記載してください。
- ※ 他の事業所において、交付申請された経費は対象となりません。
- ※ 利用額、利用者及び利用場所を証する書類がない経費は対象となりません。
- ※ 自宅兼事業所等の場合、家事費に相当する経費は対象となりません。確定申告と同様に案分にて算出した事業利用分のみ対象となります。
- ※ 賃貸物件等で貸主が経費負担しているものの、利用相当額を借主に対し請求している場合など、申請者が実質的に負担していない経費は対象となりません。

5 交付申請額 ※該当するものにチェックしてください

4の利用総額	交付申請額	4の利用総額	交付申請額
<input type="checkbox"/> 15万円以上 30万円未満	金 5万円	<input type="checkbox"/> 135万円以上 150万円未満	金 45万円
<input type="checkbox"/> 30万円以上 45万円未満	金 10万円	<input type="checkbox"/> 150万円以上 165万円未満	金 50万円
<input type="checkbox"/> 45万円以上 60万円未満	金 15万円	<input type="checkbox"/> 165万円以上 180万円未満	金 55万円
<input type="checkbox"/> 60万円以上 75万円未満	金 20万円	<input type="checkbox"/> 180万円以上 300万円未満	金 60万円
<input type="checkbox"/> 75万円以上 90万円未満	金 25万円	<input type="checkbox"/> 300万円以上 540万円未満	金 100万円
<input type="checkbox"/> 90万円以上 105万円未満	金 30万円	<input type="checkbox"/> 540万円以上 780万円未満	金 180万円
<input type="checkbox"/> 105万円以上 120万円未満	金 35万円	<input type="checkbox"/> 780万円以上 1,020万円未満	金 260万円
<input type="checkbox"/> 120万円以上 135万円未満	金 40万円	<input type="checkbox"/> 1,020万円以上	金 340万円

6 振込先口座

金融機関名		金融機関コード(4ケタ)	
支店名		支店コード(3ケタ)	
預金種目			
口座番号 (7ケタ)			
口座名義人			
口座名義人 (カナ)			

- ※ 口座名義は、申請者と同一の名義としてください。事情により申請者と同一名義の口座に出来ない場合は、代表者印を押印した委任状を添付してください。

7 添付書類

- 令和5年2月分から令和5年7月分までの各月の電気料及びガス料の利用額、利用者及び利用場所を証する書類
- 【法人】直近年度分の船橋市法人市民税の確定申告を行っていること確認できる書類、又は開業後間もない等で確定申告を行っていない場合は船橋市へ提出した法人設立等申告書の写し
- 【個人事業者】令和4年分の所得税確定申告書類、又は開業後間もない等で確定申告を行っていない場合は船橋税務署へ提出した開業届の写し
- 助成金の振込先口座の預金通帳の写し又はこれに準ずるもの

8 申請に関する補足

--

第2号様式

船橋市エネルギー料金高騰対策助成金（一般枠）交付可否決定通知書

号
年 月 日

様

船橋市長

申請のあった船橋市エネルギー料金高騰対策助成金（一般枠）の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付します。

交付金額 円

2 交付しません。

理由

第3号様式

船橋市エネルギー料金高騰対策助成金（一般枠）交付決定取消通知書

号
年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付けの船橋市エネルギー料金高騰対策助成金（一般枠）の
交付決定については、下記理由により取り消しましたので、船橋市エネルギー
料金高騰対策助成金（一般枠）交付要綱第6条の規定により通知します。

記

取り消しの理由

第4号様式

船橋市エネルギー料金高騰対策助成金（一般枠）返還命令書

号
年 月 日

様

船橋市長

船橋市エネルギー料金高騰対策助成金（一般枠）第6条の規定により、次のとおり助成金の返還を命ずる。

記

返還すべき金額	円		
返還期限	年 月 日まで		
返還を命ずる理由			
返還方法			
交付決定年月日	年 月 日	文書番号	号
交付年度			
交付決定額	円		
既交付額	年 月 日 交付 _____円		
	計 _____円		